

所長指示第73号
令和7年6月16日

宮城刑務所長 山口 賢 治

宗教上の儀式行事及び教誨の実施について
標記について、下記のとおり定め、即日実施する。
なお、令和6年9月19日付け所長指示第101号「宗教上の儀式行事及び教誨の実施について」は、廃止する。

記

1 宗教上の儀式行事及び教誨

教宗派別の教誨師による宗教上の儀式行事（以下「宗教行事」という。）及び教誨は、次の各号のとおりとし、矯正処遇部（教育）が指定した日時、場所において実施する。

(1) 集合教誨

説教、礼拝、経典の解説等複数の被収容者を対象として定期的を実施するもの。

(2) 個人教誨

被収容者の願い出に基づき、個々の被収容者を対象に実施するもの。

(3) 忌日教誨

被害者の命日（当該月の命日）に、法要、礼拝、祈祷等を実施するもの。

(4) 宗教行事

彼岸法要（春・秋）、花まつり、盂蘭盆法要、大祓式等、教誨師が主宰して行う活動

2 出願

(1) 個人教誨

出席を希望する者には、随時願箋に希望する教宗派名及び希望する理由、参加している集合教誨があれば教宗派名を記載し、提出させる。

(2) 宗教行事

宗教行事ごとに矯正処遇部（教育）が事務連絡を作成し、矯正処遇部（処遇）の工場等担当職員（以下、「工場等担当職員」という。）に事務連絡を配布の上、工場就業者（養護班、通役工場を含む。）から出席希望者を募集する。

(3) 集合教誨及び忌日教誨

出席を希望する被収容者には、以下の区分により願箋を提出させる。

教誨等	出願対象者	記載する項目	出願時期
集合教誨	工場就業者	希望する教宗派名	随時
忌日教誨		・ 供養する者の氏名及び命日 ・ 対象は実施月が命日（当該月の命日）の被害者のみ	矯正処遇部（教育）がその都度定める。

3 審査と登録

(1) 集合教誨

ア 集合教誨の出席願いを受領した矯正処遇部（教育）担当職員（以下、「教育担当職員」という。）は、出席の可否について処遇審査会に付議する。

イ 処遇審査会の議を経て、集合教誨に出席を許可された者は、各教宗派の集合教誨参加者として登録し、「集合教誨（宗派名）出席カード」（以下、「出席カード」という。）（別紙様式1）を交付する。

なお、一人が登録できる教宗派は、一教宗派のみとする。変更する場合は、矯正処遇部（教育）に辞退願を提出し、再度出願する。

ウ 出席カードは、工場等担当職員が保管し、当該被収容者が休養、調査等により移動したときは、出席カードを教育担当職員に回付する。

(2) 忌日教誨

忌日教誨の参加希望者に対しては、教育担当職員が対象となる者が被害者であるか否かを調査した上で、願箋を受け付ける。

なお、被害者以外の供養については、彼岸法要（春及び秋）及び盂蘭盆法要等の宗教行事で実施させる。

4 集合教誨及び忌日教誨出席の連絡

工場等担当職員は、集合教誨及び忌日教誨（以下、「集合教誨等」という。）実施予定月の第1週までに出席希望の有無を確認するため、出席カードを教育担当職員に回付し、教育担当職員は、回付された出席カードを教宗派別に取りまとめ、矯正指導日に集合教誨等を実施する場合には、矯正処遇部主任矯正処遇官（配置担当）を経由して立会職員に回付する。

5 集合教誨等への出席

平日においては教育担当職員、矯正指導日においては矯正処遇部（処遇）の立会職員は、出席カードに基づいて、集合教誨等に出席する被収容者を実施場所まで連行する。

なお、出席カードは、集合教誨等終了後、工場等担当職員に回付する。

6 集合教誨等の出席人員、実施回数等

(1) 1回の集合教誨等の出席人員は、集合教誨等を行う場所の広さ及び保安上の観点から適切な人数を選定するものとし、参加希望者が多数の場合には、班編成を行い、班数に応じて、数か月ごとに希望する者全員が、集合教誨等に出席できるよう配慮する。

- (2) 忌日教誨は、出席希望者の人数によって、講堂等に実施場所を変更する、又は班編成を行い、複数回に分けて実施することができる。
- (3) 集合教誨等の出席者及び班編成については、派閥関係者が集中したり、対立関係にある者が同一の班に属したりしないよう企画調整部と矯正処遇部で協議の上、処遇審査会の議を経て決定する。
- (4) 教宗派別の集合教誨等は、原則として毎月 1 回実施する。ただし、宗教行事を実施した教宗派にあつては、当該月の集合教誨を実施したものとみなし、当該月の集合教誨を実施しないことができる。また、彼岸法要及び盂蘭盆法要の実施月は、当該法要を忌日教誨に代わるものとみなし、当該月の忌日教誨を実施しないことができる。
- (5) 養護班の者については、願い出に基づいて集合教誨に代え個人教誨を実施するよう配慮する。
- (6) 宗教行事の出席人員の制限は、特に定めない。

7 個人教誨

(1) 出席手続

- ア 個人教誨の願箋を受理し、その必要性が認められる場合には、被収容者の願い出の内容、被収容者が希望する教宗派、在籍している集合教誨の有無、その他の事情を参酌し、矯正処遇部（教育）が指定する日時、場所において個人教誨を実施する。
- イ 閉居罰の執行中の者は、特段の事情がない限り、個人教誨は実施しない。
- ウ 休養中の者は、原則として医務部と矯正処遇部（教育）で協議し、医療上の支障がないと認められた場合に限り、願い出を受け付ける。

(2) 実施回数等

- ア 同一の被収容者に対する個人教誨は、特段の事情がない限り、教宗派、教誨師にかかわらず、原則として月 1 回までとする。
- イ 既に集合教誨に出席している者が、他の教宗派の教誨師の個人教誨を願い出たときは、願い出の内容（親族の死去等）や心情安定の必要性などを総合的に勘案した上で、決定する。

8 宗教行事

(1) 宗教行事の実施

宗教行事等については、参加希望者の募集、実施日時・方法等を矯正処遇部（教育）で定め、各工場等に告知して実施する。

(2) 出席対象者

宗教行事に出席することのできる者は、工場就業者（養護班、通役工場を含む。）とする。

9 出席の停止、除外等

- (1) 宗教行事及び集合教誨等の当日において、懲罰、調査又は休養等の理由により、工場で就業することができない事情が生じた者については、欠席扱いとする。
- (2) 集合教誨に出席している被収容者が規律違反を行い、懲罰審査会の議を経て閉居罰を受けることになった場合は、同審査会で集合教誨からの除外を決定する。工場出役後、再度集合教誨への出席を希望する場合には、改めて出願させるものとする。

10 実施記録

令和6年3月29日付け依命通達「教誨師の招へい及びその宗教活動等に関する訓令の運用について」に基づき、別紙様式2に記録する。

11 その他

集合教誨、個人教誨等において譲渡された資料等については、所持・使用の必要がなくなった場合や釈放される場合は、矯正処遇部（教育）に返納させる。

別紙様式 2

宗教活動等実施簿

1 教誨師名	宗派
2 被収容者の氏名又は人員	
3 実施日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
4 実施場所	
5 活動の種類 (該当箇所に☑)	<input type="checkbox"/> 儀式行事 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団) <input type="checkbox"/> 教誨 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団) <input type="checkbox"/> 協力活動 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団)
6 実施内容 (教誨については、記載せず斜線を引くこと。)	
7 参考事項	

(留意事項)

活動の種類は、以下の定義に基づき選択すること。

1 儀式行事

彼岸法要、大祓、復活祭、葬儀等の特定の日に宗教家が主宰して行う活動等

2 教誨

個人的依頼（複数の者によるものを含む。）によりなされる読経、説話、教化、告解等の宗教教義に基づく精神的救済活動

3 協力活動

施設の長の求めに基づく矯正処遇、矯正教育等の指導・教育的活動